

改正著作権法第104条の13第1項の規定に基づく「授業目的公衆送信補償金」の
額の認可に係る審査基準及び標準処理期間
新旧対照表

新（意見修正反映後）	旧（意見募集時の案）
<p>3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（法第104条の13第4項関係）</p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>① 略</p> <p>② 公衆送信に係る通常の使用料の額</p> <p>「公衆送信に係る通常の使用料の額」は、著作権者の許諾を得て著作物を公衆送信する際に著作権者に支払われている額の一般的な相場を指す。当該相場のうち、利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等（受信者の数を含む。）に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に、これについて考慮を行う。</p> <p>③ その他の事情</p> <p>「その他の事情」は、①②以外の様々な事情を指すものであり、例えば、以下の事項を考慮することが考えられる。</p> <p>i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状と今後のニーズの見通し</p> <p>ii) ～ iv) 略</p> <p>（2）各考慮要素を踏まえた適正性の審査</p> <p>上記（1）①～③の各考慮要素の具体的な考え方等を踏まえ、料金体系（メニュー）及び額の水準の両面について、以下の観点から総合的に適正性の審査を行う。</p> <p>① 料金体系（メニュー）について</p> <p>i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等（受信者の数を含む。）の現状と今後の</p>	<p>3. 補償金の額が「適正な額」とであると認められること（法第104条の13第4項関係）</p> <p>（1）基本的な考え方</p> <p>① 略</p> <p>② 公衆送信に係る通常の使用料の額</p> <p>「公衆送信に係る通常の使用料の額」は、著作権者の許諾を得て著作物を公衆送信する際に著作権者に支払われている額の一般的な相場を指す。当該相場のうち、利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に、これについて考慮を行う。</p> <p>③ その他の事情</p> <p>「その他の事情」は、①②以外の様々な事情を指すものであり、例えば、以下の事項を考慮することが考えられる。</p> <p>i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状と今後のニーズの見通し</p> <p>ii) ～ iv) 略</p> <p>（2）各考慮要素を踏まえた適正性の審査</p> <p>上記（1）①～③の各考慮要素の具体的な考え方等を踏まえ、料金体系（メニュー）及び額の水準の両面について、以下の観点から総合的に適正性の審査を行う。</p> <p>① 料金体系（メニュー）について</p> <p>i) 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状と今後のニーズの見通しに</p>

<p>ニーズの見通しに定めるものとなっているか。 ((1) ③ i) 関係)</p> <p>ii) ~ iii) 略</p> <p>② 額の水準について</p> <p>i) 以下の要素に照らして適正なもの認められるか。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的 公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等 (受信者の数を含む。) の現状とニーズの見通し ((1) ③ i) 関係)</p> <p>エ 公衆送信に係る通常の使用料の額 (利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等 (受信者の数を含む。)) に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に限る。) ((1) ②関係)</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p>	<p>るものとなっているか。 ((1) ③ i) 関係)</p> <p>ii) ~ iii) 略</p> <p>② 額の水準について</p> <p>i) 以下の要素に照らして適正なもの認められるか。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 教育機関の種別や特性等に応じた授業目的 公衆送信に利用される著作物の種類・量及び利用の態様等の現状とニーズの見通し ((1) ③ i) 関係)</p> <p>エ 公衆送信に係る通常の使用料の額 (利用される著作物の種類、量、利用の目的又は態様等に照らして、「授業目的公衆送信補償金」と比較することが適当なものが存在する場合に限る。)) ((1) ②関係)</p> <p>オ 略</p> <p>カ 略</p>
--	---